

営業課 給排水設備担当（普及） からの連絡事項

1 下水道事業受益者負(分)担金について (P-1)

- (1) 受益者負担金精算状況の事前確認の徹底について
- (2) 受益者負担金の徴収猶予地について
- (3) 自営工事（汚水柵設置）に係る汚水放流納付金の減免について
- (4) 下水道事業計画区域外から区域内の既設汚水柵への放流について

2 補助金について (P-2～6)

- (1) 私設汚水ポンプ設置費補助金のご案内
- (2) 松本市水洗化ローンのご案内

1 下水道事業受益者負担金(分担金)について

下水道事業受益者負担金(分担金)制度は、公共下水道整備の推進に重要な役割を果たしています。

都市計画法第75条及び地方自治法第224条に基づき、公共下水道整備費用の一部を受益者の皆さまに負担していただいておりますが、受益者負担金(分担金)(以下「受益者負担金」という。)の徴収に関して、上下水道局と受益者との間でトラブルが生じるケースがありますので、以下の点について徹底していただきますようご協力をお願いします。

(1) 受益者負担金精算状況の事前確認の徹底について

下水道に係る工事申請(汚水柵設置および宅内工事)がある場合、公共柵の有無にかかわらず、必ず事前に該当地番の受益者負担金精算状況を水道局窓口で確認し、精算済みでない場合は、受益者負担金が発生する旨を施主(工事申請者)へ確実にお伝えください。また、お問い合わせの際は、なるべく公図の写しなど該当地が確認できる書類をお持ちください。

(2) 受益者負担金の徴収猶予地について

受益者負担金の徴収猶予地における工事申請の場合は、受益者負担金を支払われる方の「誓約書」及び「受益者異動申告書」の提出をお願いします。

(3) 自営工事(公共汚水柵設置)に係る污水放流納付金の減免について

受益者負担金が未賦課の土地において自営工事を行う場合に、受益者負担金相当額の污水放流納付金の納付が発生しますが、以下のような減免措置があります。

地区名	減免措置内容
松本	公共汚水柵設置に係る工事精算額の1/5の額 (対象工事費は、舗装本復旧費まで含む。)
梓川・波田	公共汚水柵設置に係る工事精算額全額 (対象工事費は、舗装本復旧費を除く。)
四賀	減免措置なし

また、上水道と同時埋設の場合については、工事費を按分する等により下水道に係る工事費を算出させていただきますようお願いいたします。

なお、減免には申請が必要で、令和7年度からLoGoフォームでの申請を推奨しています。それに伴い、污水放流許可書をお渡しする際に交付していた減免申請書(紙)の交付を廃止しました。

(4) 下水道事業計画区域外から区域内の既設汚水柵への放流について

区域外から区域内にある既設の汚水柵へ放流する場合、下水道課への污水放流許可申請が必要となります。污水放流許可申請後、工事申請者へ納入通知書を速やかに送付します。

なお、入金を確認できるまで放流許可及び宅内工事の許可も下りませんのでご了承ください。

2-(1) 私設汚水ポンプ設置費補助金のご案内

公共下水道への接続にあたり、低地等の立地条件のため自然流下の方法では汚水を公共下水道に排除することが困難であり、汚水ポンプを設置する必要がある場合に、費用の一部を補助する制度です。

1 利用要件

- (1) 市内（四賀・安曇・梓川・波田を除く。）における公共下水道の計画整備時において、低地等の立地条件により自然流下の方法では汚水を公共下水道に排除することが困難な住宅の所有者又は使用者
- (2) 公共下水道の排水区域内であること。
- (3) 個人の家屋（事業所等は対象外）
- (4) 補助対象箇所としての指定箇所
- (5) 市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

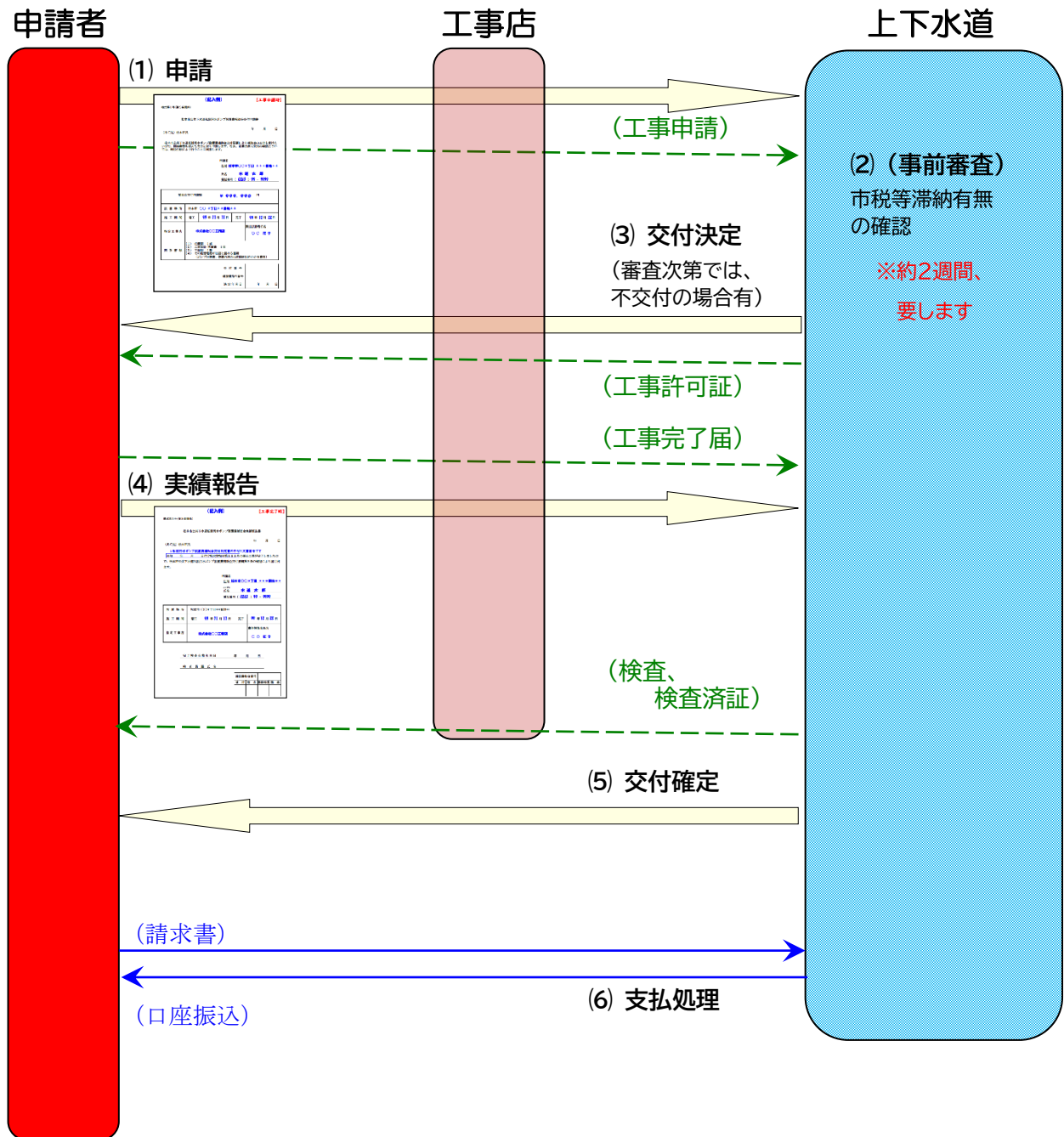
2 補助対象限度額（一戸あたり）

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) ポンプ施設の新設 | 100万円 |
| (2) 耐用年数経過後 [※] のポンプ施設の更新 | 100万円 |
| (3) 故障等によるポンプ施設の修繕 | 30万円 |

※更新における耐用年数経過後とは、設置から10年以上とします。

手続きは、下水道排水設備指定工事店に代行していただきます。
申請や相談がありましたら、担当までご連絡ください。

松本市私設汚水ポンプ設置費補助金事務の流れ



【書類等の流れ】

- (1) 「松本市公共下水道施設汚水ポンプ設置費補助金交付申請書」により申請
- (2) 事前審査(補助対象要件に該当するか、市税等の滞納の有無)を行います。
- (3) 審査結果により、「補助金交付決定書」を交付します。
(審査次第では、不交付の場合もあります。)
- (4) 工事完了後、工事完了届兼検査書と一緒に「松本市公共下水道施設汚水ポンプ設置費補助金実績報告書」を提出
- (5) 現地検査・書類審査のうえ、「補助金交付確定通知書」を交付します。
- (6) 請求書が提出されたのち、補助金をお支払します。

2-(2) 松本市水洗化ローンのご案内

排水設備工事の費用にあてるための資金として、金融機関からお金を借りていただき、その利子について上下水道局が利子補給（松本市水洗便所等築造資金融資あっせん及び利子補給制度）をするものです。



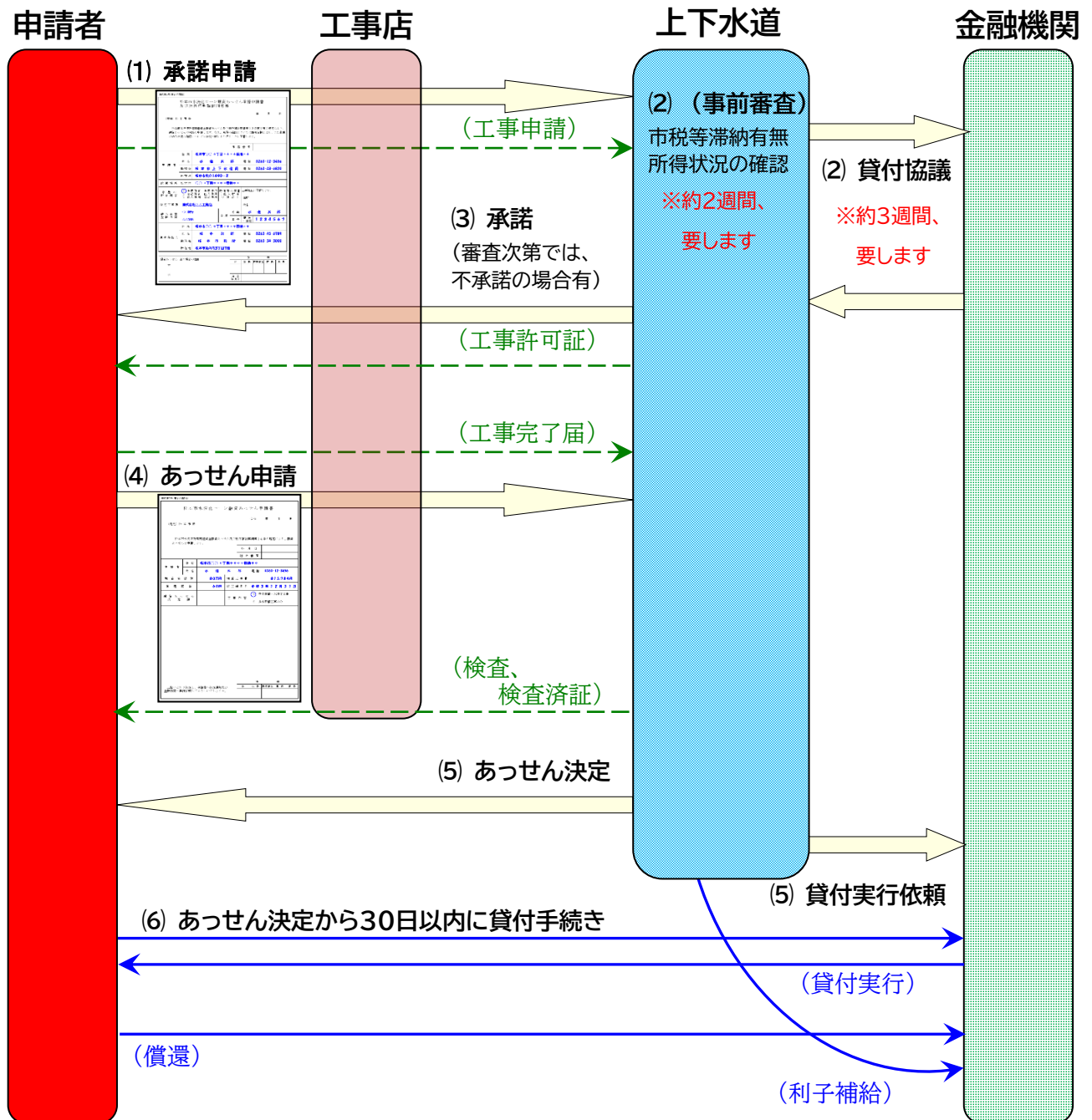
- 融資あっせん額 水洗化・排水設備等の設置工事費で、
一戸あたり80万円以内
- 利子への対応 上下水道局が全額補給
- 償還方法 元金均等月賦償還（元金のみ償還）
- 償還回数 貸付を受けた翌月から60回以内
- 融資取扱金融機関
（市内の各店） 長野県信用組合、松本信用金庫、
松本ハイランド農業協同組合
- 貸付方法 借受者の指定する預金口座
- 貸付実行日 毎月7日または22日
（金融機関が休業日の場合は、その翌営業日）

水洗化ローンは、次の要件に該当する方が利用できます。

- 市内に居住し、独立の生計を営む方
→ 松本市に住民登録があることが条件です。
- 十分な償還能力を有する方
- 融資あっせんの目的である排水設備の設置または水洗便所等への築造を完遂し、継続して使用する方
→ 新築工事の場合は、対象になりません。
- 市税・下水道事業受益者負担金（分担金）・水道料金等の滞納がない方
- 工事費用を一時に負担することが困難であると認められる方
- 借受者と生計が異なり、弁済の資力を有する連帯保証人（市内居住者）1人を有する方
- 金融機関から取引停止の処分を受けていない方
- 年間総所得が800万円以下の方
- その他、管理者が適当と認める方

※既存の居住用住宅を水洗化する場合に利用できますが、詳細については上下水道局営業課給排水設備担当までお問い合わせのうえ、お申し込みください。

松本市水洗便所等融資あっせん利子補給事務（水洗化ローン）の流れ



【書類等の流れ】

- (1) 「松本市水洗化ローン融資あっせん承諾申請書及び所得証明確認同意書」にて承諾申請
- (2) 借入金融機関に、貸付が可能かどうかの協議を行い、あわせて事前審査を実施
- (3) 審査結果により、「融資あっせん承諾書」交付（審査次第では、不承諾の場合もあり）
- (4) 工事完了後、「松本市水洗化ローン融資あっせん申請書」によりあっせん申請
- (5) 審査後に「融資あっせん決定書」交付、同時に金融機関宛に「貸付実行依頼書」を送付
- (6) 「融資あっせん決定書」など必要書類を用意のうえ、あっせん決定から30日以内に貸付の手続き